

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(自立支援・介護予防・重度化防止)

所属名	地域包括ケア推進課
担当者名	松本 聖羅

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)																	
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策															
いわき市	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>総人口については近年の状況から今後も減少、一方高齢者人口は増加となり、平成31年には市全体の高齢化率が30%を超える想定となっている。</p> <p>併せて、要介護・要支援認定者数も増加となる見込みとなっていることから、健康づくり・介護予防の推進のため、中長期的な視点を持って、フォーマルサービスに加え、住民主体のインフォーマルサービスの拡大・定着を図る。</p>	<p>住民主体の介護予防活動を推進するため、各地域にコーディネーターを配置し、つどいの場の立ち上げや運営の支援を行うほか、活動費用の一部補助を行う「つどいの場創出支援事業」を実施。</p>	<p>【つどいの場創出支援事業】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(H29)</td> <td>(H30)</td> <td>(H31)</td> <td>(R2)</td> </tr> <tr> <td>開催箇所数</td> <td>413</td> <td>442</td> <td>456</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>月2回以上</td> <td>50.4%</td> <td>53.6%</td> <td>60%</td> <td>70%</td> </tr> </table>		(H29)	(H30)	(H31)	(R2)	開催箇所数	413	442	456	480	月2回以上	50.4%	53.6%	60%	70%	<p>住民主体のつどいの場について、開催箇所数と月2回以上の開催箇所の増加を支援(414箇所/63.6%)</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、団体活動が鈍化しており、自宅で行える介護予防についての動画を投稿するなどの取組を積極的に行った。</p>	○	<p>開催箇所数については、エリアに偏りがないよう、引き続き市内全域について、徒歩圏内での開催箇所の設置を支援していく。</p> <p>開催箇所数及び月2回以上の開催割合の増加のためにも、運営する地域の方や、事業の中身を担うシルバーリハビリ体操の指導士等、人材の質と量の確保も課題となっていくため、事業拡大に対応できるよう人材育成にも努めていく。</p>
	(H29)	(H30)	(H31)	(R2)																		
開催箇所数	413	442	456	480																		
月2回以上	50.4%	53.6%	60%	70%																		

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(給付適正化)

所属名	介護保険課
担当者名	鈴木 雅人

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				R2年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
いわき市	②給付適正化	<p>介護保険には医療保険や障がい者施策等の制度と重なる部分もあるなど複雑な構造となっており、人員やケアプラン件数の観点から、主要5事業について十分な取組みができたとは言えない状況にある。</p> <p>特に、介護支援専門員が作成するケアプランや、介護サービスを提供する事業所が作成する個別サービス計画について、利用者の生活状況における課題等に応じて必要な見直しが行われず、定型的なケアプランとなっている場合が多いことから、ケアプランの質の向上を図るための取組みを進めていく必要がある。</p>	<p>「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化の推進に取り組んできた。介護支援専門員有資格者を介護費用適正化調査員として雇用し、主に「ケアプランの点検」や「不適正請求の点検」等の実施のほか、法人指導担当部署と連携して行う事業者に対する集団指導講習の開催時に、給付適正化のためのマニュアルを作成、配布する等の活動を行ってきた。また、県国保連への委託により「医療情報との突合・縦覧点検」を実施しており、医療給付担当部署との連携体制の構築を図り、重複請求等の点検も行っている。</p>	<p>① 要介護認定の適正化:調査員への研修等の実施。審査会委員の連絡会の実施。</p> <p>② ケアプランの点検:受給者の自立支援に資する適正なケアプランとなっているか点検。</p> <p>③ 住宅改修等の点検:改修工事施工事業者への研修の実施。貸与価格のばらつき抑制。</p> <p>④ 縦覧点検・医療情報との突合:委託の継続。Q&amp;Aやマニュアルの作成、配布。</p> <p>⑤ 介護給付通知:通知の範囲や送付時期の工夫などの検討。</p>	<p>① 要介護認定の適正化:調査員への研修会1回実施。</p> <p>② ケアプランの点検:348件点検。</p> <p>③ 住宅改修等の点検:改修工事施工事業者等へ住宅改修に係る研修資料配布。(令和3年1月中旬)</p> <p>④ 縦覧点検・医療情報との突合:委託先の国保連が概ね実施。</p> <p>⑤ 介護給付通知:年3回(7月、11月、3月)送付。</p>	△	<p>コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、認定調査員への研修等やケアプランの点検について、実施数が少なかった。</p> <p>オンライン会議等での研修会等の開催を検討するとともに、今年度より導入した介護給付適正化総合支援システムを活用し、不適正請求の点検強化や対面式に依らないケアプランの点検等、給付適正化事業を推進していく。</p>